



長野県報

5月12日(月)

平成15年

(2003年)

第1455号

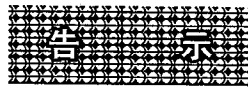
目次

告示

地方税法に基づく特約業者の指定(2件)(税務課)	1
地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定の一部改正(会計局)	2
道路交通法に基づく特定講習を行う指定講習機関の指定(東北信運転免許センター)	2

公告

平成15年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験の実施(高齢福祉課)	2
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認可申請(4件)(生活文化課NPO活動推進室)	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧(4件)(産業振興課)	6
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(2件)(農村整備課)	8
平成15年度及び平成16年度において県が発注する森林整備業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格審査の実施(林政課)	8
一般競争入札(水道課)	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課)	9
平成15年度長野県職員採用上級試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局)	9
平成15年度長野県警察職員採用上級試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会事務局)	13



長野県告示第276号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定をしました。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社丈長屋	飯田市箕瀬町一丁目2421番地	平成15年5月6日

税務課

長野県告示第277号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第1項の規定により、次のとおり特約業者の指定をしました。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社丈長屋	多田嘉純	飯田市箕瀬町一丁目2421番地	平成15年5月6日

税務課

長野県告示第278号

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部を次のように改正します。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

別表第2中

「みなみ信州	本所	飯田市	
「	座光寺支所	「	」を
「みなみ信州	本所	飯田市	」に、
「	竜丘支所	「	」に、
「	川路支所	「	」に、
「	三穂支所	「	」に、
「	上久堅支所	「	」を
「	千代支所	「	」を
「	龍江支所	「	」に、
「	桐林支所	「	」に、
「	竜丘支所	「	」に、
「	松川支所	下伊那郡松川町	」を
「	上片桐支所	「	」を
「	生田支所	「	」に、
「	松川支所	下伊那郡松川町	」に、
「	高森支所	下伊那郡高森町	」を
「	山吹支所	「	」を

「	高森支所	下伊那郡高森町	」に、
「	喬木支所	下伊那郡喬木村	」を
「	大鹿支所	下伊那郡大鹿村	」に、
「	喬木支所	下伊那郡喬木村	」に、
「	阿智支所	下伊那郡阿智村	」に、
「	清内路支所	下伊那郡清内路村	」を
「	根羽支所	下伊那郡根羽村	」を
「	平谷支所	下伊那郡平谷村	」に、
「	浪合支所	下伊那郡浪合村	」に、
「	阿智支所	下伊那郡阿智村	」に、
「	下条支所	下伊那郡下条村	」に、
「	売木支所	下伊那郡売木村	」を
「	泰阜支所	下伊那郡泰阜村	」を
「	泰阜南支所	「	」に、
「	下条支所	下伊那郡下条村	」に、
「	南信濃支所	下伊那郡南信濃村	」に、
「	天竜支所	下伊那郡天龍村	」を
「	上村支所	下伊那郡上村	」に、
「	南信濃支所	下伊那郡南信濃村	」に改

会計局

長野県公安委員会告示第3号

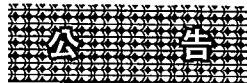
道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、特定講習を行う指定講習機関を次のとおり指定しました。

平成15年5月12日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

指 定 を 受 け た 者			特 定 講 習 を 行 う 事 務 所		特 定 講 習 の 種 別	指 定 年 月 日
名 称	住 所	代 表 者 氏 名	名 称	所 在 地		
株式会社ドリームモータースクール	長野市川中島町原639番地	仁科良幸	ドリームモータースクール昭和	長野市川中島町原639番地	取消処分者講習	平成15年5月1日

東北信運転免許センター



公告

平成15年度長野県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり行います。

平成15年5月12日

長野県知事 田中康夫

1 試験日時

平成15年10月26日(日) 午前10時から12時まで

2 試験会場

次のうち、受験者が希望する試験地の中から試験会場を指定する。ただし、法定資格取得者のうち保健医療サービスの知識等の基礎以外の出題分野が解答免除となる者及び法定資格取得者以外の者は、松本市を希望することはできない。